

リタリン登録薬局の先生方へ

登録情報の変更・登録削除に関する届出のお願い

- ❖ 以下に該当する場合は、速やかにリタリン流通管理委員会に登録情報の変更または登録削除に関する届出をお願いいたします。
 - 移転や薬局経営母体変更などにより登録情報に変更が生じた場合
(登録情報：薬局名、薬局開設者名、管理薬剤師名、薬局住所、薬局電話番号、薬局 FAX 番号、管理薬剤師 E-mail アドレス等)
 - 閉院・閉局によりリタリンの調剤を行わない場合
 - 登録医師からの処方を受ける可能性がない場合

- ❖ 登録情報の変更または登録削除に関する届出を怠った事実が判明した場合、リタリン流通管理委員会より登録取消し予告を通知し、期日までに届出がない場合には登録を取消します。 (2018年7月31日開催 第29回リタリン流通管理委員会決定事項)

リタリン流通管理基準では、

- 『第7条 登録情報の変更及び登録削除』にて、登録情報に変更が生じた場合やリタリンの処方・調剤が不要になった場合に、速やかにリタリン流通管理委員会に登録情報の変更または登録削除を届出ることが規定されております。
- 『第6条 登録申請に対する拒絶及び登録取消し基準』にて、変更等の届出を行わなかった場合にはリタリン流通管理委員会の判断により、登録の取消しを行うことができると定められております。

登録情報の変更または登録削除に関する届出方法については、リタリン適正流通管理システム中に掲載されているシステム操作マニュアル（保険薬局向け、院内薬局向け）をご参照ください。

【システム操作マニュアル参照手順】

1. リタリン流通管理委員会事務局ホームページの『各種申請・ログイン』よりログイン画面を開き、登録番号、パスワードを入力の上、ログインをお願いいたします。
『各種申請・ログイン』へのリンク：<https://ryutsu-kanri.ritalin.jp/ritalin/>
※パスワードをお忘れの場合には、ログイン画面の『登録番号・パスワードを忘れた方はこちら』よりパスワードの再発行をお願いいたします。
2. ログイン後のトップページより該当マニュアルを開き、マニュアルに従い、登録情報の変更または登録削除の届出をお願いいたします。

リタリン流通管理委員会 事務局